

財団法人本庄国際奨学財団 寄附行為

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、財団法人本庄国際奨学財団という。

第2条 (事務所)

この法人は、事務所を東京都渋谷区富ヶ谷1丁目14番9号に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、諸外国から我が国の大学院に留学する学生及び我が国から諸外国の大学院に留学する学生のうち成績優秀な者に対して奨学援助を行い、もって我が国と諸外国との教育・学術・文化における交流及び相互理解を促進するとともに、人材の育成及び教育・学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸外国から我が国の大学院に留学する学生及び我が国から諸外国の大学院に留学する学生に対する奨学金の支給
- (2) 奨学金の受給者に対する生活指導及び助言
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条 (資産の構成)

この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

第6条 (資産の種別)

この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規株式発行による株式

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第7条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事会が保管する。

第8条 (基本財産の処分の制限)

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。

第9条 (経費の支弁)

この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第10条 (事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

第11条 (収支決算)

この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を受けて、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算の余剰金が生じたときは、理事会の議決により、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第12条 (長期借入金)

この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第13条 (新たな業務の負担等)

第8条但し書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに業務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを得ようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

第14条 (会計年度)

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

第15条 (役員)

この法人には、次の役員を置く。

- 1 理事 6名以上10名以内 (うち、理事長1名及び常務理事1名とする)
- 2 監事 2名

第16条 (役員を選任)

理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長及び常務理事を定める。

2 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他の特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 監事には、この法人の理事 (その親族その他の特殊の関係にある者を含む。) 又は職員が含まれてはならない。また各監事は、相互の親族その他の特殊の関係にあってはならない。

第17条 (理事の職務)

理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。

第18条 (監事の職務)

監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産状況を監査すること。
- (2) 理事の業務遂行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

第19条 (役員任期)

この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は、現任者の残任

期間とする。

3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第20条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第21条 (役員報酬)

役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員報酬は、理事会で決める。

第22条 (評議員選出)

この法人には、評議員8名以上12名以内を置く。評議員の現在数は、理事現在数の同数以上とする。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員のうちには、役員のうち一人と親族その他特殊の関係のある者の数又は、評議員のうち一人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第23条 (評議員職務)

評議員は、評議員会を組織してこの寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、又は、必要と認める事項について理事長に意見を述べることができる。

第24条 (職員)

この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会議

第25条 (理事会招集等)

理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、臨時理事会を随時招集することができる。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

第26条（理事会の定足数等）

理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した理事は出席とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第27条（評議員会）

次に掲げる事項の決定については、理事会はあらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産の処分等についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 新たな業務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) 奨学金給与規定の変更に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められるもの

2 評議員会の議長は、その会議において出席者の互選で定める。

3 第25条第1項及び第2項並びに前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」とあるのはそれぞれ「評議員会」と読み替えるものとする。

第28条（議事録）

全ての会議には、議事録を作成し、議長及び会議出席者の代表2名以上が署名押印の上、理事長がこれを保存する。

第6章 奨学生選考委員会

第29条（選考委員会）

この法人には、第4条第1号の事業にかかる選考を行うため、奨学生選考委員会を置く。

第30条（選考委員の選任）

奨学生選考委員会は5名以上7名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2名を超えて含まれることになってはならない。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

6 委員のうちには、役員若しくは評議員のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係にある者又は、委員のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係にある者の合計数が委員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 その他、奨学生選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

第31条（寄附行為の変更）

この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第32条（解散）

この法人の解散は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第33条（残余財産の処分）

この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国・地方公共団体又は、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補則

第34条（書類及び帳簿の備付等）

この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。

- (1) 寄附行為及び奨学金給与規定

- (2) 役員、評議員、選考委員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類は次の区分により保存しなければならない。

- (1) 第1号から第4号まで及び第6号のものは永久
- (2) 第5号ものは10年以上
- (3) 第7号から第9号までのものは1年以上

第35条 (細則)

この法人が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当金の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

第36条

この寄附行為の施行についての細則その他、この法人の運営について必要な事項は理事会の議決を経て、これを定める。

附 則

1 第14条の規定に関わらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可の日から平成9年3月31日までとする。

2 第16条の規定に関わらず、この法人設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第19条第1項の規定に関わらず、平成9年3月31日までとする。

理 事 (理事長)	本 庄 正 則
理 事	岡 田 茂
理 事	小 淵 恵 三
理 事	長 岡 實
理 事	野 村 恭 也
理 事	堀 越 克 明
理 事	村 田 昭 治
理 事	本 庄 八 郎
理 事 (常務理事)	小 田 順 一
監 事	斉 藤 利 久
監 事	佐 藤 利 宏

改正 平成9年5月18日

改正 平成10年8月5日

改正 平成13年1月6日

財団法人本庄国際奨学財団 選考委員会運営規定

第1条 (目的)

この規定は、財団法人本庄国際奨学財団寄附行為（次条において単に「寄附行為」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 (選考の準備)

委員会は、寄附行為第4条第1号に定める奨学金支給事業の対象者の選考に当たっては、別に定める募集要項により公募した応募者について、選考基準を定め審議しなければならない。

第3条 (委員長及び副委員長)

委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4条 (委員会の定足数等)

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 (委員以外の出席)

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の者の出席を求める。

第6条

委員長は、委員会での選考が終わったときは、審議の経過及びその結果についてすみやかに理事長に報告するものとする。

第7条 (秘密保持)

委員は、選考の経過及び結果をみだりに漏らしてはならない。

第8条 (細則)

この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付 則

この規定は平成9年2月10日から施行する。

財団法人本庄国際奨学財団 奨学金支給規定

第1条 (目的)

この規定は、財団法人本庄国際奨学財団寄附行為第36条の規定に基づき、奨学金の支給に関し必要な事項を定める。

第2条 (奨学生の資格)

本財団の奨学生となる者は、諸外国から我が国の大学院に留学する学生のうち、学業・人物ともに優れながら経済的理由により、学業の継続が困難で援助が必要であると認められる者でなければならない。

第3条 (奨学金の支給月額)

奨学金の支給月額は修業予定年数により20万円または15万円のいずれかを本人に選択させる。ただし学業内容により特例もあり得る。

第4条 (奨学金の支給期間)

奨学金の支給期間は、奨学生として決定したときから、正規の最短修業年限の終期までとする。

第5条 (奨学生の募集)

奨学生は、大学を通じて募集する。

2 奨学生になることを希望する者は、奨学金申請書に本庄国際奨学財団理事長（以下「理事長」という。）が定める書類を添え、在学大学の長の推薦を受けて理事長に提出するものとする。

第6条 (奨学生の決定等)

理事長は、前条の規定により奨学金申請書の提出があった者について、本財団の選考委員会の選考を経て、奨学生を決定する。

2 理事長は、奨学生を決定したときは、在学大学の長等を通じ、本人に通知する。

第7条 (奨学金の交付)

奨学金は、原則として、毎月、奨学生に交付する。

第8条 (異動の届出)

奨学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 休学又は長期欠席したとき
- (2) 転学したとき
- (3) 留学又は退学したとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 在留資格に変更があったとき

- (6) 奨学生又はその身元保証人の住所に変更があったとき
- (7) その他本人に関する重要な事項に変更があったとき

第9条 (報告書の提出)

奨学生は、理事長から要求があったときは、学習の状況(学業成績を含む。)及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

第10条 (奨学金の支給の停止及び解除)

理事長は、奨学生が第8条第1号に該当するときは、奨学金の支給を停止することができるものとする。

2 理事長は、前項により奨学金の支給を停止された者について、その事由が止んだときは、奨学金の支給の停止を解除することができるものとする。

第11条 (奨学金の支給の打ち切り)

理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることができるものとする。

- (1) 在学する大学において学籍を失ったとき
- (2) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (3) 理由なく長期にわたって欠席したとき
- (4) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (5) 申請書(添付書類を含む。)の記載事項(奨学生を決定するための判断資料となる事項に限る。)に虚偽が発見されたとき
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき

2 理事長は、前項の規定により奨学金の支給を打ち切るときは、選考委員会の意見を徴しなければならない。

第12条 (細則)

この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規定は、平成9年2月10日から適用する。

改正 平成10年4月1日